

## チームもったいない設置規程

(制定) 平成 30 年 7 月 17 日付 30 環総政第 319 号

### (目的)

第 1 条 東京を持続可能な成長を続ける都市とし、循環型社会を構築するため、一般消費者が行動する場面を対象に、「もったいない」の意識を高め、都民一人ひとりの消費行動の変容を促す活動を普及・啓発することを目的として「チームもったいない」を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 「チームもったいない」の活動は、次に掲げる事項を所掌とする。

- 一 Saving Food (食料の有効利用に関する事項をいう。)
- 二 Saving Materials (資源の有効利用に関する事項をいう。)
- 三 Saving Energy (エネルギーの有効利用に関する事項をいう。)

### (構成)

第 3 条 「チームもったいない」は、企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体及び個人で構成する。

### (参加要件等)

第 4 条 前条の「チームもったいない」を構成する者は、本規程の内容について同意した者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその

執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

九 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者

十 都の指名停止措置を受けている者

十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

2 「チームもったいない」に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、東京都（以下「都」という。）が別に定める方法により当該参加希望者の氏名又は団体名その他の情報を登録することにより参加の申込みを行う。

3 都は、前項の参加希望者の申込内容を確認し、参加を認める場合は、当該参加希望者に対し参加登録を通知する。

（参加団体等の活動内容）

第 5 条 前条第 3 項の参加登録の通知を受けた「チームもったいない」に参加する企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体及び個人（以下「参加団体等」という。）は、第 1 条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で一般消費者に対し、「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動を行うものとする。

2 参加団体等は、都内において第 1 項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではない。

3 参加団体等は、前条第 3 項の参加登録の通知の受領後、「チームもったいないロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）に定めるチームもったいないロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を無償で使用することができる。

4 参加団体等は、前項のロゴマークの使用に当たっては、「チームもったいないロゴマーク使用規程」（平成 30 年 7 月 17 日付 30 環総政第 319 号。以下「使用規程」という。）

及び使用マニュアルを遵守するものとする。

- 5 参加団体等は、第1項の活動内容及びロゴマークの使用について都に報告を行うことができる。

(都の活動内容)

第6条 都は前条の参加団体等の活動等の状況をホームページに掲載し、「チームもったいない」の活動を普及し及び啓発を行う。

- 2 都は参加団体等のうち、企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体については、原則として団体名を公開する。ただし、個人については、原則として非公開とする。

(参加登録の取消)

第7条 都は、参加団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第3項の参加登録を取り消すことができる。

- 一 第4条第1項の参加要件を満たさなくなったと認められるとき。
  - 二 「チームもったいない」等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
  - 三 他の参加団体等又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
  - 四 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
  - 五 使用規程及び使用マニュアルの規定に違反したとき。
  - 六 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
  - 七 その他都が必要であると認めるとき。
- 2 第1項の規定により参加登録を取り消された者は、取消の日からロゴマークを使用することはできない。
- 3 都は、第1項の規定により参加登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第8条 本制度は、参加団体等について都が推奨を行うものではない。

(所管)

第9条 「チームもったいない」に係る事務は、東京都環境局総務部環境政策課が所管する。

(個人情報の取扱いについて)

第10条 都は「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）」に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

- 第11条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。
- 2 本規程の改定により参加団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

- 第12条 本規程に定めるもののほか、「チームもったいない」の運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附 則 (平成30年7月17日付30環総政第319号)

この規程は、平成30年7月17日から施行する。